

KITA きつね通信

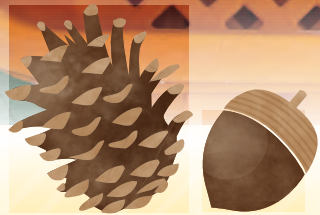
<https://www.oji-hojinkai.or.jp/>

11

November

2018

No.040



クローズアップ北区

有限会社 川口屋

北区を食べる

だいすけ
ふぐ料理 太助



これこそ、東京ちくわぶ

ちくわぶ、名前からして麩(ふ)の一種ではないか?というの
あながち間違いではありません。
あの独特の食感は小麦のグルテン(小麦の植物性たんぱく質)によるものです。

ただ、コシの強さが人気の川口屋のちくわぶはグルテンを添加しているわけではなく
「練り」と「延ばし」、そして「巻き付け」でこれだけのコシを生み出しています。

使用する小麦粉は強力粉の～強～小麦粉の中でももっともグルテンを多く含んだ
強力の中の強力粉、これをつかっています。

ですが、この粉を使えば簡単にいくら煮ても煮崩れしないちくわぶができるわけではなく、
むしろ普通の粉よりクセもつよい分、扱いがとて難しくなってきます。
それを克服できるのが唯一「人の手」職人の技術です。

❖ ちくわぶができるまで(スタンダード) ❖



❶ ローラーで練った小麦粉を伸ばす。



❷ ラオ(串)に巻く。



❸ 枠にちくわぶを入れる。



❹ ボイルをする。



❺ ボイルしたちくわぶをラオ(串)から外す。



❻ 水槽に入れる。

川口屋では、原料の小麦粉がそれぞれ違う、「スタンダード」
「内麦」「おでん屋仕様」の三種類のちくわぶをご用意
しました。三種類とも異なる特性を持ち、使用条件によって
お好みでお選びいただけます。

これこそ、
ちくわぶ。



「スタンダード」は使いやすさと、美味しさのバランスがもっとも
とれた、川口屋のちくわぶの軸となる商品です。
もっとも平均的なキャラクターで、どなたでも本格ちくわぶを
楽しめます。



有限会社 川口屋

所在地：〒115-0042 東京都北区志茂 2-57-1

T E L : 03-3901-0685

F A X : 03-3901-0485

E-mail : kawaguchiya@chikuwabu.jp

U R L : <http://www.chikuwabu.jp/tokyotikuwabu.html>



斎藤委員長の挨拶

新たな出会いがビジネスチャンスに

委員長 斎藤 幸子

秋の深まりを感じる10月18日厚生事業推進委員会事業として5回目となる異業種交流会を開催いたしました。今回は、34社49名の皆様にご参加をいただきました。ご参加の皆様にはあらためまして厚く御礼申し上げます。

第1部の会社紹介では、各社2分の少ない持ち時間ながら、笑いや熱の入った自社のPRをしていただき、とても和やかな雰囲気でした。地元へ根付き、地元の発展に尽力する者同士の力強さを感じました。



第1部会場



酒井副会長の挨拶



各社のチラシを展示



展示ブースは大盛況

第2部の交流会では、スカイホールに場所を移動し、展示されているアイデア・工夫満載の各社のパンフレットを拝覧しました。

大同生命保険(株)石垣博昭課長よりご挨拶と会社役員の方への保険や福利厚生の特典等のお話をいただき、酒井副会長の乾杯で会食が始まりました。お酒も入った交流は、終了の合図も聞こえない程に盛り上がり、もう少し時間が欲しいと思う程、盛況のうちに終了となりました。また、仕事に繋げていった方もあったようです。



こうした事業を通して、少しでもメリットを感じていただけるよう活動してまいりますので、今後とも会員企業の皆様のご理解ご協力、そしてご参加をお願い申し上げます。『継続は力なり』と申します。異業間の交流から大きなチャンスと多くの出会いが生まれますことを願っております。



第2部会場

心のこもった作品に囲まれて

部会長 岡崎 祥子

小雨降るなか、第9回絵はがきコンクール審査会が行われました。

この絵はがきコンクールは租税教育推進の街の一環として平成22年度にスタートしました事業も今年で9回目を迎えました。

アドバイザーでご出席下さいました森岡、大杉両先生、審査員も税務署から王子彰友会 本部より水越会長、女性部会役員含めて総勢20名により早速審査会が始まりました。

冒頭、私くしの挨拶、水越会長、審査員お一人ずつのご挨拶、紹介に終わり、司会の山村副部会長より、本日迄の経緯と、911枚の応募数があったこと、昨年よりは76枚の減であったこと、今回も、審査会に向けて役員で事前に審査した

うえで343枚が残ったことを説明してくれました。全体的な感想として絵と文字の調和、とても小学生とは

思えない配色、どの作品も甲乙つけ難い作品が多く、審査員の方達もさぞや悩んだことと思います。森岡先生のご指導により選考ルールの説明等、各々の審査員が良いと思う作品に付箋を貼り、各賞7点、入選10点がようやく決定致しました。どの作品も言うまでもなく力作です。子供たちが一生懸命このはがきに書いてくれたこと、賞に入らなくても、全ての作品に感謝状を差し上げたいと思うほどです。

さて、来年は節目となります10年目でございます。今から何か記念となりますイベントを考えなくてははいけません。私くし達役員一同11月16日の表彰式に向け、又、手作りの展示に向けて準備を頑張ります。

最後に税に関して各学校がご協力下さったお陰で、これまで以上に興味や関心を持ち続けて下さいますよう望みます。

各小学校の校長先生、図工の先生、各担任の先生には大変お世話になりました。



大勢の方達が真剣に審査しています。



岡崎部会長による挨拶



森岡先生より選考基準等についての説明

女性部会全体幹事会 平成30年9月21日(金) 於: 北とびあ14F スカイホール

親しみやすい女性部会を目指して

常任幹事 館 正子

9月とは思えないほどの寒さと雨の中、年に一度の女性部会全体幹事会が開催されました。今回は滝野川地区担当なので、いつもより早く会場に入り、受付やご厚意で頂いた食事の用意をし、17時に開会いたしました。

今回は宮澤副部会長が司会。続いて開会の辞を述べました。

第一部では、岡崎部会長より女性部会の平成30年の事業計画にそって、活動状況や、今後のスケジュール、毎年行われている税に関する絵はがきコンクール、また税務署から連絡事項を話していただきました。

本部からも水越会長、清水担当副会長がご出席され、王子税務署からは今年の7月に赴任したばかりの田島署長以下、幹部5名のご出席もいただきました。

本題に入りますが、王子税務署の田島署長による「世の中、結局カネ」の講演が始まりました。冒頭のタイトルでまず笑いを誘われ、全部会員興味津々でした。

会社を経営している以上、常にオカネのことを考えなければなりません。業績の悪い時はもちろん、業績のいい時も悩みは尽きません。

“経営の悪いスパイラル、いいスパイラル”や、“法人税を支払うのと生命保険加入による資金の計算”、“法人税を支払うのと役員報酬を増やすとの比較”、など「税金の仕組み」を



王子税務署幹部の皆様



田島署長の講話

田島署長がわかりやすい資料と説明で楽しみながら理解することができ、あっという間に時間が過ぎました。

これを機に、私を含め自社の経営や、税金、保険に対するの考えを見直す方達が多いことでしょう。

学ぶことの多い有意義な時間でした。

18:30からの第二部の意見交換会では、岡本副部会長による司会で、第一部の講演内容の余韻の中、まず全員の自己紹介が行われました。その後、お弁当タイムとなりまして、始終和気あいあいの楽しい雰囲気であっという間に過ぎ、閉会の時間になりました。

田島署長の講演会で納税に対する新しい知識を得たこととアルコールのせいもあり、「税金がたくさん払えるように頑張ろう、納税の長者番付にのれるように頑張ろう」という内容で、私が閉会の辞を述べさせていただき、今年度の女性部会全体幹事会が閉会となりました。

ご出席下さいました皆様、誠に有難うございました。



熱心に話を聞く皆さん



一致団結して、会員減少に歯止めを。

法人会として今こそ行動!

委員長並び活性化推進担当副会長 木佐貫 正

今年度も、益事業推進委員会主催の地区長連絡協議会が水越会長、23地区中地区長20名、代理の方含め21名の出席を頂き、開催されました。

今年度会費改定が実施され、各地区長、役員、会員の方々のご努力により、おかげさまで当初想定しておりました会員減少数を下回りましたが、王子法人会活動内容が問われることになりました。

このことを踏まえて、各委員会での新発想の基で新たに委員の独自の活性化発信力、それに伴う行動での活性化推進を実行し、地区を中心とした円環活動の充実に重点を置いた行動力が大事と思われまます。

今回の会議でも各地区長はブロック公益事業と別に独自の共益事業に関して積極的に地区会員交流、親睦を重要課題として捉えています。

共益事業推進委員会としても、各地区合同、単独での事業活動に新たに共益事業費として研修会、見学会の交通費、弁当代(制限を考慮)を助成し、地区独自の研修会、見学会を開催できるように、共益事業費をブロック事業費と別枠で考慮しなければと思っております。

今年度の地区の助成金につきましては、暫定と致しまして1社250円増額の対応となっておりますが、来年度の助成金につきましては、退会防止のご努力にこたえ、更に増額対応と思っております。

過去数年、地区助成金については減少せざるを得なかった事もあり、地区助成金増額により、地区会員相互の親睦や新規会員獲得の活動資金の充実を図って行きたいと考えておりますので、各地区長、役員、会員の皆様におかれましては、退会防止にご尽力を賜りますよう、今後ともよろしくお願い致します。

合同ブロック議会(組織増強推進会議・厚生連絡協議会)

平成30年10月1日(月) 於: 北とびあ 飛鳥ホール

プレッシャーの感じない会員増強目標3社!

今年度も、共益事業推進委員会主催のブロック会議が水越会長、副会長、監事、王子税務署からは田島署長様、他4名の方々、そして理事、地区役員の方勢103名の出席を頂き開催されました。

そして、会員増強に伴う福利厚生制度のご案内を増強推進強化会社3社より説明を頂き、続いて増強体験談を王子地区の第3地区 板鼻地区長の積極的な活動報告、第8地区 笠松地区長の活動での苦勞報告、赤羽地区の第11地区 田邊本部監事の前向きで楽しい活動報告、第15地区 高木地区長の人柄による活動拡張の報告、滝野川地区 第20地区前地区長

委員長(第11地区長) 木佐貫 正



木佐貫委員長の開会挨拶

川窪幹事のバイタリティーあふれる活動報告など盛りだくさんでした。

続いて、増強に関する連絡・確認事項では、今年度は会員増強最少目標値3社を定め、本部、各地区長、役員、会員の方々のご理解、ご協力、ご努力により、法人会一体となり目標に向けて勇往邁進して行く為に、貴重なお時間を費やし、ご苦勞をお掛け致します。

結びに、共益事業推進副委員長 酒井副会長(第10地区長)、大貫副会長(第1地区長)、関根副会長(第17地区長)、事務局の方々に活発なご意見を頂き感謝申し上げます。

会員の皆様におかれましては、退会防止等にご尽力を引き続き、宜しくお願ひ申し上げます。



第3地区板鼻地区長



第8地区笠松地区長



第11地区田邊本部監事



第15地区高木地区長



第20地区川窪幹事

私と法人会

王子法人会 会長

水越乙彦



Mizukoshi Otohiko

法 人会について、会員の皆様にインタビューするコーナー【私と法人会】。入会のきっかけ、入会した感想、実際の活動エピソードなどを掲載し、既存会員の交流ならびに新たな会員増強のヒントにつなげるための企画です。

第4回はコーナー初の対談形式です。

法人会水越会長と、本年7月に着任された王子税務署田島署長との対談をお楽しみください。

これからは法人会なくして税務署なく。これからは法人会なくして税務署なく。

丸野 水越会長が法人会の活動を始められたのはどんなきっかけからですか。また今までどのような活動をされてこられましたか。

水越 私が法人会の活動を始めたのは今から30年ほど前、40代の半ばです。地区の役員を引き受けてくれないかと頼まれて、現在の20地区の役員になりました。当時はとにかく会員増強に力を入れました。「数は力」ですからね。本部に入ってから税制委員になって、私自身が感じていた税制の疑問、たとえばガソリン税を払っているのに消費税がかかるのはなぜだろうとか、メンバーと勉強しながら、委員として税制に対する提言を行ってきました。



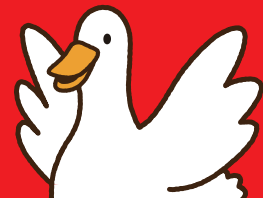
インタビューー 丸野広報委員

丸野 会長職に就かれてから力を入れていらっしゃることは？

水越 会員増強は常に課題で、折に触れて「法人会に加入すると友だちが増え、仕事の間口が広がりますよ」と呼びかけています。それが法人会に加入する最大のメリットであると考えているからです。私自身、これまでの活動の中で王子にとどまらず広くいろいろな地域の方たちと話す機会を得て、友人が増えました。こうした人と人のつながりは、仕事を離れても、よい友だちでいられるんですね。

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



病気やケガで働けなくなったとき、60歳まで*
月々の収入をサポートします

※就労困難状態に該当している場合。 ※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

* 保険期間が、60歳満期の場合。65歳満期もあります。

- 法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入頂けます
- 法人契約の場合、保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

〈引受保険会社〉

Affac アフラック

東京第三支社 〒160-0023 新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト17F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。AF法推-2016-0048-1801021 8月8日



対談

王子税務署長

田島 孝



Tajima Takashi

丸野 水越会長のお話をお聞きになって、田島署長はどんな感想をもたれましたか。

田島 水越会長は税務署が関係する北区税務団体協議会に属しており、「法人会なくして税務署なし」の思いを深めています。新設法人への説明会には会長自ら毎回出席されて、法人会への加入を働きかけておられます。こうした積み重ねが東法連の中でも五指に入る高い加入率になっているのだと思います。王子法人会には人と人のつながりを大切にする下町のよい伝統があると感じています。

水越 ありがとうございます。うちの会員は町工場や商店など零細な法人が多いですから、その人たちの声がきちんと届くような地域に密着した活動をしていきたいと思っています。

田島 着任以来、地域に密着した法人会のさまざまな活動を目の当たりにして感服しているんです。女性部会の絵はがきコンクールには子供たちの素晴らしい作品が並んでいましたし、夏の盆踊りや区民まつりへの参加など、地域の皆さんとのつながりを大事にしながら、次世代への租税教育や税の周知活動に熱心に取り組んでおられますね。本当にありがたいことです。



丸野 では、法人会員へのメッセージをお願いします。

田島 税務署が地域の人たちと顔を合わせる機会は少ないですから、e-Tax や ID パスワード方式の普及には会員の皆さんのお力が必要です。また消費税増税に向けて、疑問点はどんどん聞いていただいて、皆さんとよいパートナーシップを築きたいと期待しています。

水越 法人会は入り口のハードルが低く、自由に意見を出し合える親しみやすい会です。そして将来必ず役に立ちます。これからも法人会をどうぞよろしくお引き立てください。

夢と暮らしを応援します

年金
住宅ローンのご相談は、中ノ郷信用組合で!

中ノ郷信用組合

滝野川支店

北区滝野川5-7-5

Tel.3916-3551

第35回 法人会全国大会 鳥取大会

平成30年10月11日(木) 於: とりぎん文化会館

神話受け継ぐ^{ほうき}伯耆の国へ

青年部会 部会長 橋本 修一

全国的にぐずつく天気の中、兵庫県の城崎温泉を足掛かりにディーゼルの単線列車にて鳥取入りをしました。今回参加したのは、水越会長をはじめ、斎藤厚生事業推進委員長・岡崎女性部会長・山村女性副部会長と橋本青年部会長です。

一行は、会場であるとりぎん文化会館へ定刻入りし、第一部の記念講演会を聴講しました。講師は、地元鳥取の名産である大山地鶏を扱う株式会社大山どり代表取締役島原道範氏。『大山どりの奇跡～35歳、どん底からの挑戦～』をテーマに、職場内の環境整備や働き方改革、そして生産者として近隣への配慮などを通じ、事業が良い結果へと転化したことを語りました。

第二部の大会式典では、鳥取県連会長藤本秀興氏の開会の辞にはじまり、全国法人会総連合会長小林栄三氏が、法人会は税のオピニオンリーダーたる経営者の団体として、税制改正に関する提言や、租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組



全国の仲間に合わせてきました



鳥取砂丘



大きな会場はほぼ満席

を積極的に行い、また、中小企業は地域経済の活性化や雇用の確保に大きく貢献しており、わが国の経済の礎であると述べられました。来賓の挨拶では、国税庁長官の藤井健志氏が、軽減税率の周知には法人会は欠かせない存在だと、税務と法人会の密接な関わりを強調されました。引き続き、鳥取県知事平井伸治氏の挨拶では、とても軽妙なトークで会場を和ませ、笑いの絶えないスピーチとなりました(後に地元の方に話を伺うと、平井知事のトークは地元でも有名で、お国自慢のひとつだそうです)。続いては、昨年の全国青年の集い高知大会にて、租税教育事例発表で最優秀賞を獲得した、福岡県直方法人会の藤永勝巳青年部会長が、『納税は思いやり』と題してプレゼンテーションをしました。

最後には、平成31年度税制改正に関する提言を発表し閉会となりました。2000人を収容できる会場は、ほぼ満席となり、同じ法人会の仲間が全国にたくさんいることをあらためて実感しました。



記念講演 島原 講師



主催者挨拶 小林 会長



来賓祝辞 藤井 国税庁長官



来賓祝辞 平井 鳥取県知事

「会員紹介」

会員企業の製品、サービスを紹介しています。このコーナーは**会員企業は無料**で掲載できます。

申込先

王子法人会 事務局

FAX: 03-5390-1115

MAIL: info@oji-hojinkai.or.jp

●ここから書房●

一冊から**無料**で本を配達します!

雑誌、書籍のご注文を**無料**で、
ご自宅もしくはご指定の場所までお届けします。

ご高齢やご病気等でお出かけになるのが
大変な方はぜひご利用下さい。
まずはお電話下さい!



ここから書房

(株)ダイセイコーBOOKS

〒114-0015 東京都北区中里2-1-7-401

TEL: 03-3910-0241 もしくは 080-5698-6524

●ジャパンライフ合同会社●

外国人技術者を紹介致します。

企業様の**人材不足の解消、安定した雇用を**
企業様のニーズに併せて**対応! まずはお電話!**

日本では少子化や人材不足です。外国人労働者様と企業様を繋ぐ橋渡し役として、外国人のビザが取得しやすい状況になりつつある今こそ、皆様のお役に立てばと考えております。この機会に**外国人技術者の採用**をご検討ください。



ジャパンライフ合同会社

〒114-0032 東京都北区中十条1-10-1 サンハイツ富士102

TEL/FAX: 03-6884-2929 e-mail: japanlifellc@gmail.com

簡単、便利なe-Tax、 講習会でさらに身近に

委員長
矢口 哲也

当会は、e-Taxの利用率が東京48単位会の中でもなかなか伸びない単位会の一つである。そこで今回は、王子税務署から全面支援いただき、参加いただく各受講者の皆さんに実際に電子申告をして、このe-Taxがいかに便利なものか体験してもらおうということで企画された。



矢口委員長の挨拶

通常、e-Taxを利用して電子申告等を行うとする時、その事前準備としてパソコンは勿論であるが、申告等データを送信する際に電子署名が必要となる。そのために、個人の方は地方公共団体による「マイナンバーカード(個人番号カード)」、法人の方は「商業登記に基づく電子証明書」の他、法人代表者の「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」等の取得が必須となる。ところが、今回のテーマである「源泉所得税の申告」はこの電子証明書が不要ということで、e-Taxの垣根の低さを体験していただくには最適と考えた。源泉所得税の納期特例を利用されている会員企業の方々を除いて、多くの会員企業の方々はきっと毎月、納付書を用いて金融機関まで行き、

通常、e-Taxを利用して電子申告等を行うとする時、その事前準備としてパソコンは勿論であるが、申告等データを送信する際に電子署名が必要となる。そのために、個人の方は地方公共団体による「マイナンバーカード(個人番号カード)」、法人の方は「商業登記に基づく電子証明書」の他、法人代表者の「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」等の取得が



サポートも万全です。



スクリーンで確認しながら体験版で納付。

そこで待つということをしているのではないだろうか。金融機関で待ち時間等それほどでなければそれもいいとは思いますが、そうでない場合、その貴重な時間は非効率と思われる。そのような観点から、電子申告の後の電子納付で効率的に手続きを済ませることができたらとも考えた。

講習会では、先に述べたように参加者の皆さん全員にパソコンを実際に操作し、e-Taxの利用法を体験していただいた。

講師である王子税務署法人課税第一部門審理官の森下様から最初にe-Taxソフトを利用しての徴収高計算書の作成・送信までの一連の流れの説明があった。その後、実際にe-Taxソフトを使用して徴収高計算書を作成していただいた。参加者の皆さんも慣れないところが多々あり、悪戦苦闘される場面もあったと思うが、サポートとして、王子税務署法人課税第一部門統括官の恩田様、同上席審理官の千葉様お二人からの丁寧な説明で、ある程度の理解をしていただけたのではないかと感じた。その後、電子納付に際して、インターネットバンキングを利用されていない会員企業の方々でも、金融機関の預貯金口座を事前に税務署に届出を出すことにより、即時又は指定した期日に電子納税できる「ダイレクト納付」の説明もあった。これを機に一社でも多くの会員企業様がe-Taxを利用されることを願うところである。



講師の森下審理官

最後に今回全面協力いただきました王子税務署様へ心より感謝申し上げます。

地域密着・顧客支援を第一に

瀧野川信用金庫

たきしんホームページ <http://www.takishin.jp/>

(北区店舗)

本店	〒114-8571	北区田端新町 3-25-2	03-3893-6151	赤羽支店	〒115-0055	北区赤羽西 1-35-9	03-3900-7111
東十条支店	〒114-0001	北区東十条 5-5-10	03-3902-1191	浮間支店	〒115-0051	北区浮間 4-13-1	03-3967-6241
西ヶ原支店	〒114-0024	北区西ヶ原 2-45-12	03-3910-3911	田端支店	〒114-0014	北区田端 1-13-11	03-3828-6211

王子税務署からのお知らせ



「給与等の法定調書(合計表)」と「給与支払報告書」の作成・提出は

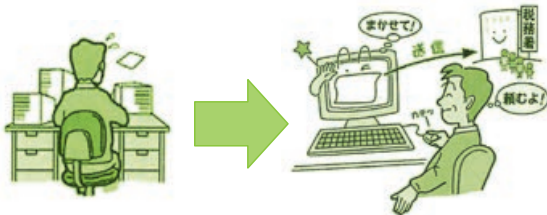
e-Tax・eLTAX をご利用ください!

オフィスからインターネットを利用して法定調書や給与支払報告書の提出ができるので、税務署や市区町村への送付や持参の必要がなく、大変便利です。

まずは

e-Tax・eLTAXのメリット

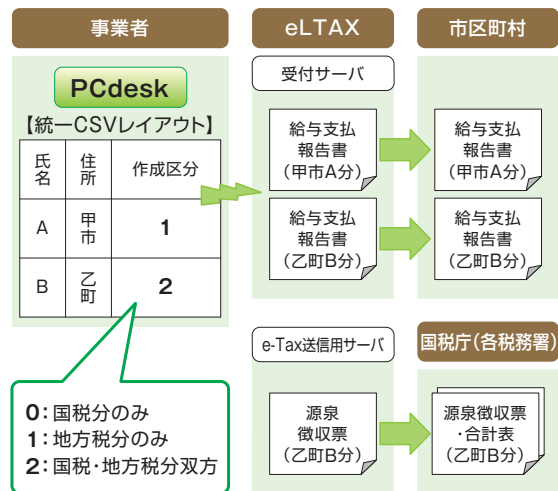
- ① 給与支払報告書を市区町村ごとに仕分けすることなく一括で送信可能
- ② 給与計算ソフト等で作成したCSVファイルの読み込みが可能
- ③ 支払調書等の印刷、押印事務が軽減
- ④ 宛名ラベルの印刷、封入作業が削減
- ⑤ 封入誤りなどの「リスク」が軽減
- ⑥ 送付料金や送付事務が削減
- ⑦ 平日8時30分から24時まで利用可能
(祝日及び12月29日～1月3日を除く)
さらに5月、8月、11月の最後の土日も利用可能
(月末が土曜日の場合、翌月最初の日曜日)



さらに

給与支払報告書・源泉徴収票 提出一元化

平成29年1月4日から、eLTAXのPCdeskで給与支払報告書データを作成する際、源泉徴収票としても送信する場合は、「作成区分」に「2」と入力すれば、源泉徴収票データも同時に作成され、各税務署にも提出できます。



※その他の法定調書は、従来どおりe-Taxをご利用ください。

一部の法定調書・給与支払報告書は、電子又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

平成30年分法定調書の提出期限は、平成31年1月31日(木)です。



詳しくは、

e-Tax ホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)

eLTAX ホームページ(www.eltax.jp)をご覧ください。



消費税
の

2019年(平成31年)10月1日

軽減税率制度

が実施されます!

事業者の皆様

準備はお済みですか?

軽減税率
対策補助金
があります

- 帳簿・請求書・レシート等の記載を税率ごとに区分することが必要となります。
- レジや受発注システムの導入・改修が必要になることがあります。

国税庁 軽減税率

検索

軽減税率制度については「国税庁」のホームページをご覧ください

<https://www.nta.go.jp/>



軽減税率対策補助金

検索

軽減税率対策補助金については「軽減税率対策補助金事務局」のホームページをご覧ください

<http://kzt-hojo.jp/>



税 国税庁



北都税事務所からのお知らせ

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください

エルタックス 受付時間：月～金 8:30～24:00

エルタックス

ご利用いただける手続き

法人住民税・事業税 地方法人特別税

電子申告

予定申告・中間申告
確定申告・均等割申告
修正申告・清算確定申告等

電子申請 届出

法人設立・設置届出
異動届出
延長申請・届出

電子納税

本税 延滞金
加算金 見込納付

事業所税 (23区内)

電子申告

納付申告・修正申告
免税点以下申告
事業所用家屋貸付等申告

電子申請 届出

事業所等新設・廃止
減免申請
みなし共同事業に関する明細

電子納税

本税 延滞金
加算金

固定資産税(償却資産) (23区内)

電子申告

償却資産申告

詳しくはこちらから

エルタックス

検索

elTAX ホームページ
http://www.eltax.jp/

■ 利用手続についてのお問い合わせ

eLTAXヘルプデスク ☎0570-081459(左記電話につながらない場合:03-5500-7010) 受付時間 平日9:00～17:00

■ 申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ

所管都税事務所の各税目担当班(電子申告等)・徴収管理班(電子納税)

ハローワーク からの お知らせ

キャリアアップ助成金 (5 諸手当制度共通化コース)

のご案内

キャリアアップ助成金は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。今回は「5 諸手当制度共通化コース」についてご案内します。

- 労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する有期契約労働者等に関して、正規雇用労働者と共通の諸手当に関する制度(以下「諸手当制度」という。)を新たに設け、適用した場合に助成します。

支給額

…()は生産性の向上が認められる場合の額、()内は大企業の額 1事業所あたり**38万円(48万円)(28万5千円(36万円))** 1事業所あたり1回のみ
 ＊共通化した対象労働者(2人目以降)について、助成額を加算(加算の対象となる手当は、対象労働者が最も多い手当1つとなります。)
 ●対象労働者1人当たり**1万5千円(1万8千円)(1万2千円(1万4千円))** 上限20人まで
 ＊同時に共通化した諸手当(2つ目以降)について、助成額を加算(原則、同時に支給した諸手当について、加算の対象となります。)
 ●諸手当の数1つ当たり**16万円(19万2千円)(12万円(14万4千円))** 上限10手当まで

対象となる労働者

- 労働協約又は就業規則の定めるところにより、諸手当制度を共通化した日の前日から起算して3か月以上前の日から共通化後6か月(勤務をした日数が11日未満の月を除く)以上の期間継続して、支給対象事業主に雇用されている有期契約労働者等であること。
- 諸手当制度を共通化した日以降6か月間、当該対象適用事業所において、雇用保険被保険者であること。
- 諸手当制度を新たに作成し適用を行った事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族(配偶者、3親等以内の血族及び姻族をいう)以外の者であること。
- 支給申請日において離職(本人の都合による離職及び天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が困難となったこと又は本人の責めに帰すべき理由による解雇を除く)していない者であること。

対象となる事業主

- 労働協約又は就業規則の定めるところにより、その雇用する有期契約労働者等に関して、正規雇用労働者と共通の次の①から⑪のいずれかの諸手当制度を新たに設けた事業主であること。
 ①賞与 ②役職手当 ③特殊作業手当・特殊勤務手当 ④精進手当 ⑤食事手当 ⑥単身赴任手当 ⑦地域手当 ⑧家族手当 ⑨住宅手当 ⑩時間外労働手当 ⑪深夜・休日労働手当
 ＊諸手当の名称が一致していない場合でも、手当の趣旨・目的から判断して実質的に①から⑪までに該当していれば要件を満たすものとする。
 ＊現金支給された場合に限る。(クーポン等により支給された場合は対象外)
- ①の諸手当制度に基づき、対象労働者1人当たり次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、6か月分の賃金を支給した事業主であること。
 (1)①①については、6か月分相当として5万円以上支給した事業主
 (2)①②から⑨までについては、1か月分相当として1つの手当につき3千円以上支給した事業主
 (3)①⑩または⑪については、割増率を法定割合の下限に5%以上加算して支給した事業主
- 正規雇用労働者に係る諸手当制度を、新たに設ける有期契約労働者等の諸手当制度と同時に又はそれ以前に導入している事業主であること。
- 有期契約労働者等の諸手当の支給について、正規雇用労働者と同額又は同一の算定方法としている事業主であること。
- 当該諸手当制度を全ての有期契約労働者等と正規雇用労働者に適用させた事業主であること。
- 当該諸手当制度を6か月以上運用している事業主であること。
- 当該諸手当制度の適用を受ける全ての有期契約労働者等と正規雇用労働者について、共通化前と比べて基本給や定額で支給されている諸手当を減額していない事業主であること。
- 支給申請日において当該諸手当制度を継続して運用している事業主であること。
- 生産性要件を満たした場合の支給額の適用を受ける場合にあっては、当該生産性要件を満たした事業主であること。

専用のパンフレットがございますので、詳細についてはハローワークまたは東京労働局助成金事務センターへお問い合わせ願います。



最後までがんばりましょう！

3級簿記講習会開講式

平成30年9月4日(火) 於：北とびあ8階 802会議室

9月4日に3級簿記講習会の開講式を行いました。

定員20名のところ、17名の方にお申込み頂きました。これから毎週火曜日と木曜日に講習が11月13日まで合計21日間行われます。

第15地区 『インターネット・スマホ・携帯のトラブル防止』の講演会

平成30年9月8日(土) 於：浮間ふれあい館 2階

第15地区では今年、地区の盆踊りが開催されないということを受け、今期中に講演会に事業を変更しました。その為、会員には十分周知できなかった中、多くの会員の方が誘い合わせて来場、熱心に講演を聞いておりました。

これも、テレビや新聞等で被害の報告がされる中、まだまだ事故が絶えないことから参加者が多かったのではないかと思います。講演者が東京都消費生活総合センターの相談員をしている立場から、実際の相談内容に基づく内容であったため、より興味をもって聞いておられました。今後も地区会員が希望する講演がありましたら実施したいと考えております。



知ることが防止の第一歩



たくさんのお客様に来ていただきました。

第23地区 昭和町祭礼

平成30年9月15日(土) 於：昭和町ふれあい広場

朝夕に秋の気配が漂い始めた9月半ば、第23地区の役員・会員で恒例の昭和町祭礼に参加致しました。

町内会、ご近所の皆様と共に、賑やかな雰囲気を楽しみました。法人会では、ジュース販売を担当致しました。

読者の声

2018.7.1日 Presentの感想



松竹大歌舞伎
中村橋之助改め八代目 中村芝翫 監修

7月1日、北とびあで松竹大歌舞伎を鑑賞しました。中村橋之助改め「中村芝翫」演じる人情噺に始まり、親子二代の華やかな襲名披露の口上、子世代の橋之助・福之助の舞踏を堪能しました。伝統と文化の継承を感じられたひとときでした。 堀井 泰江



AIG 損保
法人会のビジネスガード
Business Guard Series

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ 会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償	ハイパー任意労災 (業務災害総合保険)	火災と地震災害に備える	フロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険・財物損害補償特約・地震・噴火危険補償特約)
会社で入る医療補償	ハイパーメディカル (業務災害総合保険・メディカル特約)	個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応	情報漏えいガード (個人情報漏洩保険)
初期のご相談から賠償金対応まで。 労務・雇用トラブルに備える	スマートプロテクト (総合事業者保険)	役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える	MRP保険 (マネジメントリスクプロテクション保険)
地域社会に貢献する	ビジネスガードAUTO (法人会の自動車保険)	飲料品・化粧品のリコール時に 発生する様々な費用を補償	CPI (生産物品質保険・CPI限定型)
企業向け第三者賠償責任保険	STARS (事業総合賠償責任保険)	海外進出企業向けサポートプラン	ワールドリスク WorldRisk

AIG損害保険株式会社

URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

東京第三プロチャネル営業部

〒163-0814
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階
TEL:03-6894-9100 FAX:03-6894-9921
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2018年1月時点の内容です。(B-180010 2020-01)

INFORMATION board

新春講演会 新年賀詞交歓会のご案内

日時／平成31年1月22日(火) 場所／北とぴあ 北区王子1-11-1

新春講演会：会場／16階 天覧の間 時間／午後4時30分～
 新年賀詞交歓会：会場／13階 飛鳥ホール 時間／午後5時30分～

11月

2(金)	源泉部会年末調整説明会	18(日)	第3地区研修会
5(月)	特別講演会	18(日)	第15地区日帰り研修旅行
7(水)	年末調整調説明会	18(日)	(東)青連協第5ブロック共同プロジェクト 「親子租税教室～都電deきつずたつくす2018」
8(木)	年末調整調説明会	20(火)	正副、常任理事、監事会
9(金)	女性部会常任幹事会	22(木)	総務委員会
9(金)	年末調整調説明会	26(月)	決算法人説明会
12(月)	役員指名委員会	27(火)	新設法人説明会
13(火)	3級簿記講習会 閉講式	29(木)	女性部会オイキムチ講習会
13(火)	青年部会常任幹事会	30(金)	厚生事業推進委員会

12月

4(火)	決算法人説明会
5(水)	理事会
6(木)	生活習慣病検診
7(金)	生活習慣病検診
10(月)	第1地区研修会「王子落語会」
13(木)	第23地区会員親睦会
14(金)	女性部会常任幹事会

王子法人会ホームページアドレス <https://www.oji-hojinkai.or.jp/>

編集後記

朝晩 めっきり涼しくなって参りました。秋です。

「読書の秋、食欲の秋、スポーツの秋」それぞれの秋があって楽しい季節。私は・・・っというところ差し詰め「食欲の秋」。本誌の「北区を食べる」は楽しみの一つです。横成長と戦いながら「食」を楽しみます(≧▽≦)

さてさて、今年も残念なことに多くの著名人が逝去されました。

5月には、大好きだった西城秀樹さんが逝去、享年63歳。高校生の時に学校を早帰りしてサイン会に行ったのは・・・青春の思い出。

漫画家のさくらももこさん、乳がんのため8月に逝去、享年53歳。彼女のアニメ「ちびまる子ちゃん」は正しく私と同年代を生きたまる子ちゃんのドラマでした。

ニベアは発売50年を記念して「さくらももこさん」イラストの、限定デザイン品が発売された。逝去されたことで、即完売になった。もちろん、買いに走った(笑)

そして、名女優の樹木希林さんは9月に逝去、享年75歳「寺内貫太郎一家」で西城秀樹と共演。映画「万引き家族」はもちろん観た。

数多くのすばらしい作品を残してくれた皆様に感謝。

人生はたくさんの出会いと別れ。広報委員として新米ですが、新たな出会いを楽しみに広報誌作りにお手伝いしてまいります。

最後に「ヒデキ〜♥」



広報委員 上川つや子

読者投稿大歓迎

テーマは自由です。
採用された方には
もれなくクオカードを贈呈。

スマホでキツネ通信

右記のQRコードよりアクセスしてキツネ通信をお読みいただけます。



<https://www.oji-hojinkai.or.jp/kitakitsune/>

Androidの場合はAndroidマーケットからPDF読取り用アプリをダウンロードして下さい。(Adobe Reader等)

笑う門にはふぐ来る



福

北 区 を

食 べ る

93



ふぐの辛煮



ふぐ刺し



煮こごり



唐揚げ



ふぐめし



だいすけ ふぐ料理 太助

〒115-0045 東京都北区赤羽1-44-3
TEL 03-3901-7569

営業 12:00~13:00/17:00~22:00
時間 定休日:不定休

親子で
営んでいます!



四季の味で彩る ふぐ料理の名店

今回は、赤羽駅東口一番街の赤羽東公園(通称 三角公園)を過ぎた角にあるふぐ料理太助(だいすけ)さんにお邪魔しました。

お店の名前は、大将の学生時代にまで遡りますが、当時、映画「青い山脈」が一世を風靡しており、劇中に給仕係の役で井上太助という俳優が出ていました。大将の名前が井上博行さん。体育の先生から男らしい給仕係になぞらえて「太助」と呼ばれ、以来ずっと「太助」、そのまま店名になりました。

「太助」さんはふぐ料理メインで49年続く老舗。現在はご子息と二人でお店を営んでおられます。店内は親しみやすい雰囲気、食材はその日、市場で大将の目に適った旬の食材を仕入れます。人気のコースはふぐ刺しにふぐちり、唐揚げ、煮こごり、ふぐの辛煮などが並びます。お酒を楽しみたい方にはひれ酒も。最初の一杯は900円、お酒の追加は3杯目まで400円です。ランチは日替わり800円でご提供中。リーズナブルにいただけるとあって評判です。

地元で愛される隠れ名店。これからの季節、お仕事帰りに太助の暖簾をくぐってみてはいかがでしょうか。



▲ 親しみやすい雰囲気の店内。

きっと、夢咲かせる

城北信用金庫は、所属するアスリートを介しスポーツの万能性への理解を深めることで、より豊かな地域や社会づくりを目指します。

陸上競技 走り幅跳び
清水 珠夏



Johoku Athletes Club

競技やシーズン、活動拠点の違う6名のアスリート職員が在籍しています。



夢をかなえるパートナー

城北信用金庫

Johoku Shinkin

公演日の1月27日は
偉大なモーツァルトの263回目の誕生日！
誕生日にぴったりのハッピーな曲を、
ピアノソロや協奏曲でお届けします。

2019.1.27回

開演 14:30 (開場 14:00)

北とぴあ さくらホール

(JR京浜東北線・東京メトロ南北線「王子駅」徒歩2分)

チケット
発売中

小倉貴久子と巡るクラシックの旅

モーツァルティアーナ!

～モーツァルト263歳の誕生日に贈るとっておきのコンサート～

出演: 小倉貴久子(フォルテピアノ) / モーツァルト・バースデー・オーケストラ

- モーツァルト: ピアノソナタ第11番 イ長調 より「トルコ行進曲」 ※ピアノソロ
- モーツァルト: ピアノと管楽器のための五重奏曲 変ホ長調 より 第1楽章
- モーツァルト: ピアノ協奏曲第17番 ト長調 より 第3楽章
- モーツァルト: ピアノ協奏曲第23番 イ長調 全楽章 ほか

全席指定

	一般	北区民	U-25
S席	3,000円	2,500円	2,000円
A席	2,500円	2,000円	1,500円

※U-25は25歳以下の方のみ購入可。入場時に生年月日がわかるもの(保険証、学生証など)をご提示ください。
※東京都北区にお住いの方は、一般発売日以降、割引価格で購入できます。割引での購入はお一人様4枚まで。割引価格での販売は、北とぴあ1階チケット売場(店頭販売)のみ。東京都北区在住を確認できるもの(免許証、保険証など)をご提示ください。

プレイガイド

- 北とぴあ1階チケット売場(窓口のみ/10:00~20:00)
※臨時休館日10:00~18:00、全館休館日は休業
- チケットぴあ(Pコード126-439)
 - 電話予約 ▶ 0570-02-9999
 - インターネット予約 ▶ <http://pia.jp/t/>
 - ※セブン-イレブン、サークルK・サンクスで直接お買い求めいただけます。
- e+(イープラス) ▶ <http://eplus.jp> (パソコン・携帯)
※ファミリーマートでも直接お買い求めいただけます。

Present

ご招待 2組4名様

ご希望の方は、官製はがき又はFAX・メールにて希望のプレゼント名、住所、氏名、会社名、年齢、ご意見ご感想を記入してお申し込みください。発送をもって発表にかえさせていただきます。

お申し込み

FAX: 03-5390-1115
e-mail: info@oji-hojinkai.or.jp
〒114-0002
北区王子1-11-1北とぴあ12F
公益社団法人王子法人会

ープレゼント名ー

- 住所
- 氏名
- 年齢 ●性別
- 会社名 ●TEL
- KITAきつね通信に関するご意見、ご感想

応募の締め切り

2018年【11月末】まで

その他

未就学児入場不可
※車椅子席をご希望の方は下記お問い合わせ先にてご予約ください(数に限りがあります)。

主催・お問い合わせ

(公財)北区文化振興財団 03-5390-1221 (平日9:00~17:00)